

令和6年3月

組合員の皆さまへ

大阪府電設工業健康保険組合
理事長 吉田 修
(公印省略)

健康保険法の一部改正について(お知らせ)

日頃は、健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、健康保険法の一部改正について下記のとおりお知らせいたします。

記

① 現物給与の価額の一部改正について

令和6年4月1日に報酬、賞与又は賃金のうち金銭又は通貨以外のもので払われる現物給与の価額の一部が改正されます。

改正箇所については、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」を参照してください。

この改正に伴う現物給与の価額変更は、固定的賃金の変更があったものとみなされますので、現物給与のある被保険者で標準報酬月額に2等級以上の変動が生じた場合は、「被保険者報酬月額変更届」を提出していただきますようお願いいたします。

② 入院時食事療養標準負担額の見直しについて

医療機関に入院したときの食事にかかる入院時食事療養費の標準負担額が、令和6年6月1日から次のとおり見直されることになりました。

(65歳以上の方が療養病床に入院した場合の生活療養費のうち居住費についての改正はありません。)

○改正内容

所得区分	現行	令和6年6月1日以降
一般所得	460円	490円
低所得 ^{※1}	210円	230円
70歳以上 低所得Ⅱ ^{※1}	〔入院日数90日以上〕 160円	〔入院日数90日以上〕 180円
70歳以上 低所得Ⅰ ^{※2}	100円	110円
指定難病患者 小児慢性特定疾病患者	260円	280円

※1 低所得者、70歳以上低所得Ⅱは、市区町村民税非課税世帯

※2 70歳以上低所得Ⅰは、市区町村民税非課税世帯で、かつ世帯が一定基準に満たない方（年金収入180万円以下等）

* ご案内等の送付を希望される場合やご不明な点がございましたら、健康保険組合業務課までお問い合わせください。

大阪府電設工業健康保険組合 業務課
TEL：06-6385-2851